

平成29年4月1日～

(平成29年4月1日作成)

特別養護老人ホーム和香園 長期入所(多床室)利用料金表(1割負担)

・第1段階 (生活保護受給者または老齢福祉年金受給者で市町村民税非課税の方等)

	介護保険 1割負担	日常生活 継続支援加算	夜勤職員 配置加算	看護体制 加算(Ⅱ)	栄養マネジ メント加算	食 事 サービス費	おやつ代	居住費	1日あたり (処遇改善加算含)	1ヶ月あたり (30日)
要介護1	547円	36円	22円	13円	14円	300円	100円	0円	1,070円	32,098円
要介護2	614円								1,141円	34,228円
要介護3	682円								1,213円	36,391円
要介護4	749円								1,284円	38,521円
要介護5	814円								1,353円	40,588円

・第2段階 (市町村民税非課税の方で課税対象年金額及びその他の収入の合計が80万円以下の方等)

	介護保険 1割負担	日常生活 継続支援加算	夜勤職員 配置加算	看護体制 加算(Ⅱ)	栄養マネジ メント加算	食 事 サービス費	おやつ代	居住費	1日あたり (処遇改善加算含)	1ヶ月あたり (30日)
要介護1	547円	36円	22円	13円	14円	390円	100円	370円	1,530円	45,898円
要介護2	614円								1,601円	48,028円
要介護3	682円								1,673円	50,191円
要介護4	749円								1,744円	52,321円
要介護5	814円								1,813円	54,388円

・第3段階 (市町村民税非課税の方で第2段階以外の方等)

	介護保険 1割負担	日常生活 継続支援加算	夜勤職員 配置加算	看護体制 加算(Ⅱ)	栄養マネジ メント加算	食 事 サービス費	おやつ代	居住費	1日あたり (処遇改善加算含)	1ヶ月あたり (30日)
要介護1	547円	36円	22円	13円	14円	650円	100円	370円	1,790円	53,698円
要介護2	614円								1,861円	55,828円
要介護3	682円								1,933円	57,991円
要介護4	749円								2,004円	60,121円
要介護5	814円								2,073円	62,188円

・第4段階 (市町村民税課税の方、または非課税でも預貯金等が一定額以上ある方等)

	介護保険 1割負担	日常生活 継続支援加算	夜勤職員 配置加算	看護体制 加算(Ⅱ)	栄養マネジ メント加算	食 事 サービス費	おやつ代	居住費	1日あたり (処遇改善加算含)	1ヶ月あたり (30日)
要介護1	547円	36円	22円	13円	14円	1,380円	100円	840円	2,990円	89,698円
要介護2	614円								3,061円	91,828円
要介護3	682円								3,133円	93,991円
要介護4	749円								3,204円	96,121円
要介護5	814円								3,273円	98,188円

※1日あたり及び1ヶ月あたりの料金には   部分における費用の総額に介護職員処遇改善加算6.0%が加算されています。

※その他、個々の入所者に対し専門的なケアやサービスを提供した場合には以下のとおり個別に加算されます。

- ・初期加算(入所日から起算して30日以内の期間については1日30円加算されます。)
- ・療養食加算(厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合1日18円加算されます。)
- ・経口維持加算Ⅰ(摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる方は1ヶ月400円加算されます。)

平成29年4月1日～

(平成29年4月1日作成)

特別養護老人ホーム和香園 長期入所(多床室)利用料金表 (2割負担)

	介護保険 2割負担	日常生活 継続 支援加算	夜勤職員 配置加算	看護体制 加算(Ⅱ)	栄養マネジ メント加算	食 事 サービス費	おやつ代	居住費	1日あたり (処遇改善加算含)	1ヶ月あたり (30日)
要介護1	1,094円	72円	44円	26円	28円	1,380円	100円	840円	3,660円	109,795円
要介護2	1,228円								3,802円	114,056円
要介護3	1,364円								3,946円	118,381円
要介護4	1,498円								4,088円	122,642円
要介護5	1,628円								4,226円	126,776円

※1日あたり及び1ヶ月あたりの料金には  部分における費用の総額に介護職員処遇改善加算6.0%が加算されています。

※その他、個々の入所者に対し専門的なケアやサービスを提供した場合には以下のとおり個別に加算されます。

- ・初期加算(入所日から起算して30日以内の期間については1日30円加算されます。)
- ・療養食加算(厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合1日18円加算されます。)
- ・経口維持加算Ⅰ(摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる方は1ヶ月400円加算されます。)